

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農業委員会事務局)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	農地法第3条許可	農地法	3			1ヶ月		農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
2	農地法第4条許可	農地法	4			1.5ヶ月		農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	いわき農林事務所を 経由(1ヶ月)
3	農地法第4条届出	農地法	4			10日		農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
4	農地法第5条許可	農地法	5			1.5ヶ月		農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
5	農地法第5条届出	農地法	5			10日		農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	いわき農林事務所を 経由(1ヶ月)
6	農用地利用集積計画の決定	農業経営基盤強化促進法	18-1				事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
7	農用地利用規定の認定	農業経営基盤強化促進法	23-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		その他 (随時、申請を受け付け、速やかに処理している。)	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(農業委員会事務局)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
8	農用地利用規定の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	24-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		その他 (随時、申請を受け付け、速やかに処理している。)	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
9	特定農用地利用規定の有効期間の延長の承認	農業経営基盤強化促進法施行令	6		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		その他 (随時、申請を受け付け、速やかに処理している。)	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
10	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	土地改良法	3-1			5日		農業委員会事務局	農地課	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
11	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認	土地改良法	3-2			5日		農業委員会事務局	農地課	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
12	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	土地改良法	3-3			5日		農業委員会事務局	農地課	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	
13	農地保有合理化法人の借受農用地に係る事業参加資格の認定	土地改良法	3-4			5日		農業委員会事務局	農地課	農業委員会事務局 農地調整係 0246(22)7578	